

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務委託 企画提案競技説明書

1 企画提案を求める業務の概要

1-1 提案を求める理由

富士山の世界文化遺産登録、2020年東京オリンピック・パラリンピックにより、外国人を含む観光客増加が見込まれるなか、成田空港や羽田空港から本県へのアクセスに不安を感じている外国人旅行者が多い状況を考慮し、外国人旅行者等がスムーズに安心して来県することができ、また、全県に整備を推進しているWi-Fiスポットを活用し、富士山をはじめ本県の周遊観光を支援する、スマートフォンのアプリ（以下「システム」という。）を全国に先駆け構築することを目的とする。

ついでには、外客誘客促進アプリの構築にあたり広く企画提案を求めるものである。

1-2 名称

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務委託

1-3 事業概要

- (1) 富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ（以下「アプリ」）詳細設計・開発
- (2) アプリで利用する各種情報コンテンツの配信サーバの設計・開発
- (3) アプリで利用する各種データの整備及び翻訳業務
- (4) 開発したアプリをアプリマーケットにて配布
- (5) その他システム稼働までに生じる全ての業務
- (6) アプリ公開後の効果測定レポート
- (7) 保守・運用・管理業務（アプリ公開後の不具合対応、問い合わせ対応等）
- (8) 業務運用マニュアルの作成、システム完成図書の作成、管理者研修の実施
- (9) アプリの周知活動（広報及び広告）

1-4 予算限度額

23,088,000円（消費税及び地方消費税込み）

- ・ ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、委託内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- ・ 対応言語は、6言語7種類とする。（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語、インドネシア語）
- ・ 翌年度以降システム保守・運用費見込み 約350万円/年（税込み）（この範囲内で運用・管理できるシステムを提案すること。）

なお、運用・保守業務については、「山梨県長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例」に基づく契約により3年間を予定。

1-5 履行期間

システム構築：契約締結日から平成28年3月31日まで

2 企画提案協議への参加資格

企画提案への参加を希望する者（単体業者に限る）は、参加資格を有することを証明するため、提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。

（1）提案参加資格

次のいずれにも該当するもの

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること。
- ② 山梨県における物品等競争入札参加資格を持つ者。または、契約までに取得見込みの者。

<参考> 「物品等競争入札参加資格審査申請」新規申請方法

<http://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/shinsei-top.html>

- ③ 企画書を提出する日の前日現在で、今回の公募と同程度の規模のスマートフォンアプリ構築に関し実績を有していること、並びにスマートフォンアプリの保守に関しても原則として1年以上の営業実績を有していること。
- ④ 次のアからキまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げた者。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - キ 県が実施した企画提案競技及び付属書類等に故意に虚偽の事実を記載した者。

（2）参加資格証明書

申請書に次のものを添付すること。

- ① 競争入札参加資格通知書（写）

競争入札に参加する者に必要な資格を申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」等の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

- ② 会社概要等整理表（別紙様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

- ③ 受託実績整理表（別紙様式第3号）

- ④ 専任技術者証明書（別紙様式第4号）
- ⑤ 誓約書（別紙様式第5号）

(3) 提出期限

平成27年5月1日（金）から平成27年5月14日（木）までの「山梨県の
休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午
前9時から午後5時まで。

(4) 提出場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2階
山梨県観光部観光振興課 広域振興担当
電話番号（直通） (055) 223-1573
FAX番号 (055) 223-1558

(5) 提出方法

申請書の提出は、持参によるものとする。

(6) 結果の通知

入札参加資格確認の結果通知は郵便により通知する。

3 スケジュール

3-1 現場説明会

実施しない。

3-2 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第6号）に記
載の上、電子メールまたはFAXで次の宛先に送付すること。

山梨県観光部観光振興課 広域振興担当
E-Mail : maruyama-vfj@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : (055) 223-1558

(2) 受付期間

平成27年5月20日（水）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、申請書の提出があった者すべてに対して、電子メールまた
はFAXで、平成27年5月21日（木）までに行う。

3-3 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出すること。

(1) 提出部数および提出方法

「4 提出書類等」に示す書類を書面で10部（正本1部、コピー9部）を提出すること。

提出は、持参または郵送・宅配便とするが、期限までに必着とすること。

(2) 提出期限

平成27年6月1日（月） 午後5時

※期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

(3) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県観光部観光振興課 広域振興担当

電話番号（直通） (055) 223-1573

FAX番号 (055) 223-1558

3-4 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 実施日

平成27年6月8日（月）～9日（火）のうちいずれか1日（予定）

(2) 会場及び時間等

別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの時間

1社1時間（提案書説明40分、質疑応答15分、入退室5分を予定）

(4) その他

- ① 提案説明者は、業務推進体制に記載した者のうち主担当となる者が行うこと。
- ② 会場には県側でプロジェクター及びスクリーンを用意する。
- ③ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ④ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別に提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

4 提出書類等

別添「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務委託仕様書」及び「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務企画書作成要領」に基づき企画書を作成

すること。

5 審査及び委託業者の決定に関する事項

5-1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定する。

5-2 審査委員会

審査は、「企画提案書」及び「企画提案のプレゼンテーション」により、県職員等で構成する「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務審査委員会」において行う。

5-3 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

1) 第一次審査（資格審査）

県は、提案参加者からの参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、参加資格要件の具備について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

2) 第二次審査（提案審査）

審査委員会は、企画書類の内容及び提案者からのプレゼンテーションによる質疑応答を実施して審査する。

3) 最優秀提案業者の選定

審査委員会は、審査項目ごとの評価を行い優れた企画案を提案した業者を選定する。

(2) 選定業者の決定

県は、審査委員会の選定結果をもとに、選定業者を決定する。

(3) 選定結果の公表

県は、選定業者を決定した場合、その結果を県ホームページを通じて公表する。

6 委託契約

県は、審査委員会の選定結果をもとに決定した選定業者を委託契約候補者とし、見積書徴収後、予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。

なお、提案された内容を基に、県と協議の上システム構築を行う。

7 その他

(1) 提案参加資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、実施要領において提示された提案参加資格

の一部または全部を喪失した場合には、県は、委託契約を締結しないことができる。

(2) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「不参加表明書（別紙様式第7号）」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

(3) 提案のための費用負担

提案のための費用は、提案者の負担とする。

(4) 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 担当者の変更

企画提案書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

【別紙様式第1号】

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

提案参加資格確認申請書

次の提案に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。

- 1 公 示 日 平成27年4月30日
- 2 提案に付する事業名 富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務
- 3 添 付 書 類 競争入札参加資格通知書（写）
会社概要等整理表
会社概要紹介パンフレット類（可能な場合のみ）
受託実績整理表
専任技術者証明書
誓約書

会社概要等整理表

企 画 提 案 者	会社（団体）名	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
	ホームページアドレス		電話番号（内線）
			F A X
			E-mail

<会社（団体）の概要>

設 立 年 月		資本金（億円）	
売上金（億円）		従業員数（人）	
支社（支店）		関 連 会 社	

※ 会社概要など参考となる資料がありましたら添付してください。

<外部協力事業者>

住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協力内容	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協力内容	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	
協力内容	

※ この表は該当がある場合についてのみ記載してください。

受託実績整理表

＜受託実績＞

業 務 名	発注者名 実施期間	業 務 内 容	業務上の役割 (責任) 等

※1 本業務に類似する業務の受託実績（過去3年間）のうち、主なものについて記載してください。

※2 国または地方自治体の契約実績については記載してください。なお、記載した実績に不備あるいは不十分な点がある場合、参加資格を認めないことがあります。

【別紙様式第4号】

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

専任技術者証明書

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務に係る企画提案について、次のとおり同種の業務経験のある技術者を専任で従事させることができることを証明します。

専任技術者

所属（外部協力事業者名）	氏 名	職種・資格（取得年月日）	経験年数	主な業務経験（役割・責任）

※ 本業務を遂行するために必要とされる資格を持つ技術者について記載してください。
なお、記載した技術者の資格・経歴に不備あるいは不十分な点がある場合、参加資格を認めないことがあります。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____ ⑩

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

山梨県観光部観光振興課 広域振興担当 あて
FAX：055-223-1558
E-Mail：maruyama-vfj@pref.yamanashi.lg.jp
送付日：平成27年 月 日

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ構築業務委託に係る質問票

会社名		住所	
所属部署名		TEL	
質問者氏名		FAX E-Mail	
受付通番※		受付年月日	平成 年 月 日
質問内容（簡潔に）			

※質問の受付期限は、平成27年5月20日午後5時までとする。

※質問内容及び回答については、電子メールまたはFAXで回答する。

企画提案不参加表明書

平成 年 月 日付け 第 号で提出要請のあった富士の国やまなし外国人
誘客促進アプリ構築業務について、契約を希望しません。

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 様

提出者 住 所
会社名
代表者 印
電 話
F A X
E-mail
担当者名